

働く家庭の子育てを応援

## 令和5年度放課後児童クラブ入会のご案内

☎ 大塚児童館 ☎ 0299-59-4088



放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない世帯の子どもたちが、放課後の時間帯に安心して過ごすことができる場です。入会に必要な書類は、各放課後児童クラブで配布します。

現在入会している方も、新たに入会手続きが必要となります。

### ▼入会書類の配布場所

【公設】◎各放課後児童クラブ：10月3日頃から

【民設】◎聖朋会みなみ児童クラブ：10月5日頃から

◎廣山会児童クラブプルミッコ：10月31日頃から

◎メロディハウス児童クラブ：11月1日頃から



令和5年度開所場所		対象児童	定員	開所時間	費用	受付日時・場所		
公設	小学校	霞ヶ浦南小 第一保育所	1～6年生	110人	【月曜日～金曜日】 放課後～19:00 【第2土曜日】 8:30～12:30 (8月は8:00から)	【運営負担金】 月額3,000円  【延長保育負担金】 日額300円 月限度額3,000円  児童クラブによっておやつ代などの負担がある場合もあります。	霞ヶ浦南小・霞ヶ浦北小児童クラブで受付 <b>11月7日(月)、8日(火)</b> 15:00～18:30	
		霞ヶ浦北小		120人				
		千代田義務教育学校	120人					
		下稲吉小	1～3年生	120人				
	下稲吉東小	1～2年生	70人	【休校日】 (春夏冬休みなど) 7:00～19:00 ※18:00～19:00は 延長保育のため有料 ※土曜日(第2除く)、 日曜日、祝日、 お盆期間(8月13日～ 16日)、年末年始 (12月29日～1月3日) は休み	千代田義務教育学校・ 下稲吉小・下稲吉東小 児童クラブ・各児童館 で受付 <b>11月9日(火)、10日(水)</b> 15:00～18:30			
	児童館	稲吉児童館	下稲吉東小 (3～6年生)	50人	50人	大塚児童館	下稲吉小 (4～6年生)	50人
民設		聖朋会 みなみ児童クラブ (上大堤 210-1) ☎ 029-828-5911 ☎ 080-2126-8687	霞ヶ浦南小 (1～6年生) 霞ヶ浦北小 (1～6年生)	80人			【月曜日～金曜日】 放課後～19:00 【第1土曜日】 7:30～18:30 【休校日】 7:00～19:00	【月額利用料・ 延長保育料】 各児童クラブで異なります。
	廣山会児童クラブ プルミッコ (稲吉南 2-9-1) ☎ 029-834-7003	下稲吉小 (1～6年生)	135人	【月曜日～金曜日】 放課後～19:30 【土曜日/休校日】 7:30～19:30	詳細は、各児童ク ラブへお問い合わせ ください。	<b>10月31日(月)から</b> 廣山会児童クラブ プルミッコで受付		
	メロディハウス 児童クラブ (下稲吉 2897) ☎ 0299-59-5985	下稲吉東小 (1～6年生)	40人	【月曜日～金曜日】 放課後～19:30 【土曜日】 8:00～17:00 【休校日】 7:30～19:30	※下校時間に小学 校まで各クラブ の車両にて迎え に行きます。	<b>11月1日(火)から</b> メロディハウス 児童クラブで受付		

※臨時休校日(地震・台風・大雪など)、学級学年閉鎖(インフルエンザなど)の場合は、休みとなります。

## くらしのお知らせ

### 下水道の適切な使用について



下水道は、家庭や店舗、工場などからの汚水を集め、きれいにして川や湖へ返す施設です。自然環境や生活環境をより良くするための公共財産ですが、誤った使用は処理機能の低下や下水道管の詰まりの原因になります。できるだけ長持ちさせ、快適に使用できるように、適切な使用をお願いします。

#### 【適切な使用方法】

- ◎油を流さない ◎野菜くずや食べ残しを流さない
  - ◎水に溶けない紙類を流さない ◎熱湯を流さない
- 問 上下水道課 ☎ 029-897-1111

### 果樹など永年性作物の栽培を支援



果樹など永年性作物の植栽経費の一部を助成し、産地の維持・継続を支援します。

**対象作物：**次のいずれかに該当し、地域の継続的な農業振興に役立つもの

- ①本事業による助成を受けたことがなく、市内で栽培が確認できないか、一部に限られる品目
- ②種苗法に基づく品種登録がされた年度の翌年度から起算して10年を超えない品種
- ③本事業による助成を受けた年度の翌年度から起算して10年を超えない品目または品種
- ④市内で栽培されている主要果樹類の新植・改植
- ⑤その他、市長が特に認める品目または品種

**対象者：**収穫物を出荷・販売する計画がある方

**対象面積：**5a (500㎡) 以上

**金額：**経費の2分の1以内 (上限 25,000 円/5a)

問 農林水産課 (霞ヶ浦庁舎)

### 育休等生活資金貸付制度



県では、育児・介護休業中の勤労者の生活安定のため、休業中の生活資金を低利で融資しています。

**対象：**県内在住の勤労者で、現在の勤務先に1年以上勤務し、前年税込年収150万円以上で次のいずれかに当てはまる方

- ①育児(介護)休業を取得し休業終了後復職することが確かな方
- ②子の看護休暇または介護休暇を取得する方
- ③育児または介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方

**用途：**期間中に必要な生活資金

**金利：**年1.5% (別途保証料率 年0.7%)

**融資額：**100万円まで (休業1月あたり10万円)

問 茨城県労働政策課 ☎ 029-301-3635

または県内の中央労働金庫

## 水戸地方法務局からのお知らせ



### ①相続登記の義務化

令和6年4月1日から、相続(遺言による場合を含む)によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。なお、令和6年4月1日時点で相続登記をしていない不動産を所有する方は、3年間の猶予期間が設けられています。

### ②相続土地国庫帰属制度

令和5年4月27日から、相続(遺言による場合を含む)によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により土地を手放して国庫への帰属を可能にする「相続土地国庫帰属制度」が始まります。

### ③自筆証書遺言書保管制度

令和2年から、法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から保管申請がされています。自筆の遺言書を法務局が保管することにより、大切な遺言書の紛失や改ざんなどを防止することができます。

※詳細は、水戸地方法務局ホームページをご覧ください。

問 水戸地方法務局

①・② 不動産登記部門 ☎ 029-221-5130

③ 土浦支局 ☎ 029-821-0792

## 募集のお知らせ

### 認知症サポーターに関する養成講座



次の講座の受講をご希望の方は、お問い合わせください。

#### 【認知症サポーター養成講座】

認知症キャラバンメイトが講師として出向き、講座を開催します。受講した方を「認知症サポーター」と呼び、講座を通じて認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく支援するのがサポーターの役割です。講座を開催するためには、10人くらいの団体(地区や自治会などの集まりや企業など)で申し込みが必要となります。

#### 【認知症サポーターステップアップ講座】

認知症サポーター養成講座を修了した方を対象に、ステップアップ講座を開催します。認知症について詳しく理解し、認知症の方への具体的な接し方を学びます。

受講した方は、地域での見守り活動やサロンなどに参加をお願いします。

問 地域包括支援センター

☎ 029-898-9110



市推奨品「湖山の宝」を募集



市ブランド化推進会議は、市内産農林水産物やその加工品の中から、ふさわしいものを審査し、市推奨品「湖山の宝」として認定します。認定されると、推奨証のロゴマークを使用できます。(3年有効・更新あり)



【推奨品として認定するもの】

市内に住所または事業所がある生産者と団体による市内の農林水産物またはその加工品で、市の推奨品として、その認知・信頼性を高め、需要拡大の促進や市の産業振興に資すると認められるもの

▶農林水産物

①～⑤のいずれかに該当する農林水産物で、「霞ヶ浦」の環境に優しい農林水産業に取り組んでいることが認められるもの

- ①エコファーマーの認証を取得しているもの
- ②有機農産物であるもの
- ③茨城県特別栽培農産物の認証を取得しているもの
- ④基礎 GAP などに取り組むとともに、環境負荷の少ない農業に取り組んでいると認められるもの
- ⑤国または県において催された展示会・品評会などで入賞したもの

▶加工品

①および②のいずれにも該当する加工品で、市の特産品となりうるもの

- ①質が優秀であると認められるもの
- ②郷土色が豊かなもの

申込期限：12月2日 日

申込先：市ブランド化推進会議事務局  
(農林水産課内)

※認定審査は、令和5年1月以降に実施予定です。

※申込用紙は、農林水産課窓口で配布しています。  
また、ホームページからもダウンロードできます。

☎ 農林水産課 (霞ヶ浦庁舎)

ほとり  
畔の駅 コハンのロゴマークが決定

市交流センターの愛称「畔の駅 コハン」のロゴマークが決定しました。

霞ヶ浦・湖・港を連想させる爽やかな色を使い、霞ヶ浦伝統の帆引き船をマークとしています。

これから施設内サインなど、さまざまな場面で利用されます。

☎ 観光課 (霞ヶ浦庁舎)



カラー版は  
こちら▶



相談のお知らせ

成年後見無料相談会



成年後見や遺言、相続などについて、司法書士や社会福祉士、税理士による無料相談会を開催します。

日時：10月29日 日 / 午前10時～午後3時

場所：つくばボランティアセンター

(つくば市筑穂 1-10-4)

※前日までに電話でご予約ください。

☎ 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

☎ 029-302-3166

行政書士による無料相談



行政書士が、遺言や相続、各種許認可などの行政手続き、くらしと役所の諸手続きに関する相談などをお受けします。予約は不要です。

【面談による無料相談会】

日時：10月30日 日 / 午前10時～午後4時

場所：あじさい館

【電話相談】

日時：毎週 日 / 午後1時30分～午後4時30分

☎ 茨城県行政書士会事務局 ☎ 029-305-3731

イベントのお知らせ

観光帆引き船の特別操業



令和3年9月、かすみがうら市・土浦市・行方市による霞ヶ浦の帆引き船・帆引き網漁法の保存活動が認められ、「第43回サントリー地域文化賞」を受賞しました。また、同年内には、平成13年度から継続して実施してきた「霞ヶ浦帆引き船フォトコンテスト」が第20回を迎えました。

霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会では、これらを記念し、観光帆引き船の特別操業を実施します。

運行日時：11月2日 日 (予備日 11月9日 日)

①午後1時～ ②午後2時30分～

【随伴船の乗船受付】

受付場所：畔の駅 コハン

乗船場所：歩崎棧橋

受付時間：①正午～午後0時30分

②午後1時30分～午後2時

料金：大人 2,000円 / 小中学生 1,000円 /

未就学児無料 (乗船者全員に記念品あり)

定員：各 15人 (先着)

予約方法：WEB 予約

予約ページ▶



※天候により、延期または中止になる場合があります。

☎ 観光課 (霞ヶ浦庁舎)

### オミクロン株対応ワクチンの接種



オミクロン株対応ワクチンの接種には、重症化予防、感染予防、発症予防が期待されています。

接種対象は、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方です。市では、次のいずれかに該当する4回目未接種者の方から、順次接種を開始します。

- ①60歳以上の方（4回目接種券で予約できます）
- ②18歳から59歳の基礎疾患を有する方・重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③18歳から59歳の医療従事者、高齢者施設の従事者など

接種開始時期：10月1日から

- その他の初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方に対する接種は、10月下旬を目安に開始を予定しています。
- 4回目接種済みの方には、接種間隔の時期に応じて接種券を送付します。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

#### 《接種会場》

- ①接種協力医療機関
- ②市集団接種会場（かすみがうらウエルネスプラザ）

#### 《予約方法》

- 電話予約（コールセンター）  
029-853-0771  
午前9時～午後5時（土日祝除く）
  - WEB予約（パソコン・スマホ）
- ☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



### 食料などの調達・備蓄をしましょう

新型コロナウイルス感染症によって、急に自宅療養や自宅待機となった場合を想定し、食料や日用品は各家庭で10日分を目安に備蓄するよう心掛けましょう。

自宅療養や自宅待機になった場合は、ご自身などでネットスーパーなどの宅配サービスを活用し、食料や日用品の調達を行ってください。

濃厚接触者には「不要不急の外出の自粛」をお願いしていますが、食料や日用品を買うための外出は、「不要不急」に該当しません。マスクをして、閉店前など人の少ない時間帯に、他の人とは会わずに短時間で済ませましょう。



☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

### エッセンシャルワーカーの職場復帰を支援



社会機能の維持に必要な事業に従事する方（エッセンシャルワーカー）が勤務する市内の事業所に、抗原定性検査キット（医療用）を配布します。

**対象：**医療従事者、幼稚園・保育園・認定こども園の従事者、警察職員、消防や救急関係の従事者、高齢者施設・障がい者福祉施設（通所・訪問を含む）の従事者

**配布数：**勤務するエッセンシャルワーカー1人あたり2セット

**受付期間：**令和5年3月31日迄まで（予定）

**申込方法：**次のいずれかの方法

- ①健康づくり増進課（かすみがうらウエルネスプラザ）窓口で申請

【配布方法】事業所に内容を確認し即日配布

※本人確認書類を持参ください。

- ②「いばらき電子申請・届出サービス」から申請

【配布方法】個別に連絡し配布

《検査結果が陰性だった場合》

待機2日目および3日目の抗原定性検査キット（医療用）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から職場復帰が可能です。

ただし、7日間が経過するまでは、継続して感染対策を行ってください。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

### 事業者支援一時金



県の「営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給した事業者に対して、市から一時金を支給します。

**対象：**次の全てに該当する方

- ①「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」（令和4年1～3月分）を受給していること
- ②市内に主たる事業所を有する法人または個人事業者であること
- ③申請時点において、市税に未納がないこと
- ④事業収入があり、事業継続の意志があること

**金額：**10万円

**期限：**令和5年3月15日迄

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）

その他の新型コロナウイルス関連情報は、  
ホームページをご覧ください



### 広報

かすみがうら

お知らせ版

■発行日/令和4年10月5日 ■発行/かすみがうら市 ■編集/秘書広報課（千代田庁舎）

☎ 315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461

☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111 FAX 0299-59-2176

ホームページアドレス / <https://www.city.kasumigaura.lg.jp>

E-mail / [info@city.kasumigaura.lg.jp](mailto:info@city.kasumigaura.lg.jp)



ホームページ



環境にやさしい  
植物油インキ使用



アプリで  
読んでみる